

川崎市の 地方分権改革

地方分権改革
ってなに？

私たちには
関係ないんじゃないの？



川崎市は
より良い市民サービスを目指して
地方分権改革に取り組んでいます

そんなみなさまにお届けするのが
このパンフレットです！

＼ Let's study BUNKEN ！

まずはご覧ください！



川崎市
平成30(2018)年3月



「地方分権改革」ってなに？

地方分権改革とは、**地域のことはその地域が自主的に決める**ことができるように、**国と地方の役割分担を見直す**ことです。

現在、**国が持っている多くの権限や財源を地方に移す**ことなどにより、**地方自らが、様々な課題等について解決する仕組みに変える**ことで、**地域の特性を活かしたまちづくり**を行い、**市民サービスの向上**などを図っていきます。



地方分権改革って、まだ必要なの？

地方といっても、大都市もあれば、農村地域もあり、人口や気候など、その個性も様々です。

しかしながら、地方は、その個性とは関係なく**国が全国一律に定めた基準等に従い、事務や事業を行わなければいけない**ことが多く、これまで見直しはされてきたものの、**十分とは言えません**。

急激な**少子高齢化**や、**大都市圏への人口や産業の集中**など、**社会・経済状況が変化**する中、**そこから生じる様々な課題や行政ニーズに対して、全国一律の基準では、地方の実情に合わせて速やかに的確に対応していくことは難しい**のが現状です。

こうしたことから、地方が、それぞれの地域において直面する様々な課題と向き合い、解決していくために、「**地域のことは地域で決める**」よう、**更に地方分権改革を進めていく必要**があります。

川崎

4つの基

地方分権改革

1 特別自治市制度創設

2 国の動向を踏まえ

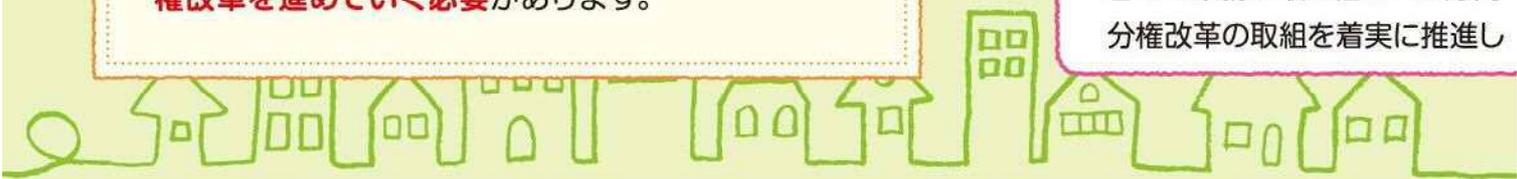
3 県との協議に基づ

4 自治体間連携の推

詳しくは中

「新たな地方分権改革を策定

川崎市では、平成29年3月に「**に関する方針**」を策定しました。この方針は、特別自治市制度の一人ひとりが前例に捉われずに日々の業務に取り組むべき方向分権改革の取組を着実に推進し



改革解説

市は 本方向で を推進します

に向けた取組の推進

た権限移譲等の推進

く権限移譲の推進

進

のページへ

の推進に関する方針
しました

「新たな地方分権改革の推進
た。

創設に向けた考え方と、職員
市民目線で課題意識を持って
性を示しており、川崎市の地方
ていくためのものです。



地方分権改革のこれまで

地方分権改革は、大きく分けて、二つの時期で進められてきました。

第1次地方分権改革（平成5年6月～平成11年7月）では、地方分権の理念・基礎が形成され、**国と地方の関係が、「上下・主従」から「対等・協力」に変わりました。**

第2次地方分権改革（平成18年12月～）では、**地方に対して、権限移譲や規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）**が行われてきました。

さらに、平成26年からは、**地方が国に対して権限移譲などについて提案を行う手法（提案募集方式）**が導入され、**地方を主役とした改革**が進められています。

こんなことが実現しました

従来、横断歩道等に接続する歩道等の部分の段差は、全国一律に2cmと定められていました。

地方分権改革により、その基準を地方が決めることができるようになったのを受けて、川崎市では、川崎駅周辺の道路の車道と歩道とが接続する部分の段差を少なくしました。

あわせて、排水溝の蓋を杖等が落ち込まない構造とし、高齢者や障害者が移動しやすくすることで、市民サービスの向上を図りました。



いいね!



川崎市は4つの方

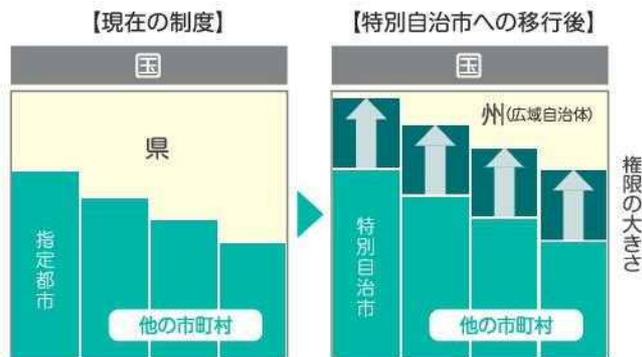
基本方向1 「特別自治市」制度の創設に向けた取組を推進します

特別自治市とは？

川崎市などの大都市が、現在、国や都道府県の事務であるものも含め、原則として全ての事務(※)を一元的に担う、新たな大都市制度のことです。

(※犯罪捜査など、真に広域的な一部の事務は除きます。)

特別自治市では、市内のほぼ全てのことを市が直接行うので、地域の実情に合った、きめ細やかな対応が可能となり、窓口も市に一本化されるため、市民の皆さんの利便性が向上します。



政令指定都市のままでは だめなの？

60年以上前に創設された現在の政令指定都市制度では、多様化・複雑化する行政ニーズの中で、大都市が果たすべき役割を十分発揮することが難しい状況となっています。大都市が、更なる市民サービスの向上を図り、地域ひいては日本経済の成長エンジンとしての役割を果たしていくためには、特別自治市制度の創設が必要です。



特別自治市になると、こうなります

行政サービスの利便性向上

国、県、市で窓口が分かれていたり、類似する事務を行っている場合について、統合し、窓口を一本化することで、利便性が向上します。

地域の実情を踏まえた課題解決

市民に身近な生活に関連する全てのことを市で行えるようになり、子育て支援やまちづくり分野等における地域の課題を迅速・的確に解決できるようになります。

行政全体としての経費削減

国、県、市とで分かれている事務を一本化して特別自治市が担うことで、職員や経費の削減が可能となります。

財政の自立

市内の各種県税を特別自治市が賦課徴収することで、大都市特有の課題や財政需要への確に対応することができます。

日本経済の成長を牽引

市域の都市経営を一体的に担い、さらに周辺自治体との連携を強めることで、大都市圏が日本経済の成長の牽引役となり、市民のみならず国民の生活を豊かにします。

こんなことが実現します

現在は、保育園については市、幼稚園については県と窓口が分かれているので、相談する場合などは、県と市の窓口それぞれ行かなくてはなりません。

特別自治市では、保育園、幼稚園ともに市の事務となるので、ひとつの窓口で様々な情報を得ることができ、子育て全般にわたる相談がしやすくなります。



向性で地方分権改革

基本方向2 国の動向を踏まえ、権限移譲、規制緩和を推進します

現在の地方分権改革は、個性を活かし自立した地方をつくるため、地方から国に対して、権限移譲や規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）についての提案を行う手法である「提案募集方式」を中心に進められています。

川崎市では、この「提案募集方式」を最大限活用し、同じ課題を抱える他都市等と共同で提案を行うことなどにより、提案の実現性を高め、市民サービスの向上が図られるよう、取組を進めていきます。

<提案募集方式図解>



基本方向3 神奈川県との協議に基づき、権限移譲を推進します

神奈川県と県内市町村では、県の条例による権限移譲について協議を行っています。

国による制度の見直しがされないものでも、県との協議により権限移譲を実現できる場合があるなど、地域課題に迅速に対応する上で、重要な取組となっています。

川崎市では、引き続き、県内他都市とも連携しながら、取組を進めていきます。



基本方向4 自治体間の連携による課題解決を推進します

限られた人的・物的資源で課題解決を図り、持続可能な行政サービスを提供していくためには、自治体間の調整・連携による相互補完は、有効な手段のひとつです。

川崎市では、次の観点から自治体間連携の取組を推進していきます。

- 1 共通する課題等への対応に向けた連携
(例) 大田区との産業連携、世田谷区とのエネルギー施策等に関する連携
- 2 地域資源等を活用した相互補完による連携
(例) 宮崎県との連携 (→右ページ参照)
- 3 公共施設等の有効利用に向けた連携
(例) 横浜市との保育所の共同整備・相互利用、隣接市との図書館の相互利用
- 4 緊急時における連携
(例) 近隣・遠隔自治体との災害時の相互応援、援助



を進めていきます

こんなことが実現しました！

～災害時における放置車両の移動権限の付与等～

(平成27年の東京都提案に川崎市が共同参画)

臨港道路については、その管理者である港湾管理者に放置車両を移動する権限がなかったため、首都直下地震などの災害発生時に、救出救助活動などに支障がでることが懸念されていました。

そのため、臨港道路を管理する港湾管理者についても、放置車両が移動できるよう、制度改正を求める提案を国に対して行いました。

その結果、臨港道路と漁港道路について、その管理者が放置車両を移動できることとなり、災害時に緊急輸送ルートを迅速に確保し、円滑な災害救助活動によって生命・財産の保護が図られることとなりました。



道路の種類	管理者	放置車両の移動権限	
		提案実現前	提案実現後
国道・県道等	道路管理者	○	○
臨港道路	港湾管理者	×	○
漁港道路	漁港管理者	×	○

協議しています

～高圧ガスの製造等の許可等(特定製造事業所等に係るもの)～

高圧ガスの製造許可等に係る事務・権限は、平成30年4月に都道府県から指定都市に移譲されますが、コンビナート地域に所在する特定製造事業所等については、対象外となっています。

この移譲に係る法改正では、「消防法に基づく危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督を行うことによる、保安体制の充実」を目的としていることから、川崎市では、市民生活の更なる安全・安心の実現を図るため、特定製造事業所等も含めた包括的な事務・権限の移譲について、神奈川県と協議を行っています。



進めています

～宮崎県との連携～

川崎市では、宮崎県と基本協定を締結し、宮崎県のスギの利活用に関する最先端の技術をはじめ、様々な分野で人やモノなどの好循環化を進めています。

こうした都市と地方の連携・協力により、新しい価値の創造モデルを確立することで、相互の課題解決に取り組んでいます。

宮崎県の特徴・強み



温暖な気候、豊富な農林水産資源



農林水産資源を活用する技術

川崎市の特徴・強み

首都圏の中央に位置する立地優位性などによる消費ポテンシャル



ものづくり企業・高度研究開発機関等の集積



自治体間が連携し互いの特徴・強みを活かす

人・モノ・情報等好循環化

こんなことが実現します・こんなことに取り組みんでいます



でも、権限だけ獲得すればいいの？

権限が拡大しても、
それに見合う
お金がないと
実行できないなあ…



いいえ、
権限に見合う財源の移譲も必要です

地方分権改革は、**事務や権限を地方に移すだけでは不完全**です。**獲得した権限を活用するための財源が必要**です。

権限を移した側（国や県）が、それに見合う税財源を権限を受けた側に過不足なく渡すことで、適切な事業が行え、市民サービスの向上が図られるまでが、地方分権改革です。

残念ながら、**現在は、国と地方の役割分担に見合う税財源のバランスとはなっていません。**

また、川崎市などの大都市では、**大都市ならではの課題への対応や、既に県の代わりに市で行っている事務・権限に必要な財源についても、適切に確保していく必要があります。**

**川崎市は、あるべき税財政制度について
国や県に対して求めています！**



川崎市は

これらの取組を通じて
地方分権改革を更に推進し、市の自己解決能力を高め、
地域の実情を踏まえた課題解決を図ることにより、
市民サービスの向上に取り組んでまいります！

<参考>国と地方の税配分について

国と地方の税の配分は、国6：地方4と国のほうが多くなっていますが、仕事量は、住民に身近な業務を担う地方のほうが多くなっています。そこから、国は地方交付税、国庫支出金（※）等として地方に再配分し、実質的に国3：地方7としています。

しかし、その調整分のお金は、国が使い方を決めているものもあり、地方の実情に合った使い方ができない場合があります。



※ 用語解説

【地方交付税】

本来地方の税収入とすべきであるが、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、地方に再配分する制度のこと。

【国庫支出金】

国が地方自治体へ交付する、使い道が決められているお金の総称のこと。地方自治体から国に対し、使い道を説明して依頼し、許可されないと地方自治体は交付を受けられない。



川崎市では、市民サービスの向上に向けて
地方分権改革に取り組んでいます。
地方分権改革に関する川崎市や国の動きについて、
詳しく知りたい方は、以下をご参照ください。

川崎市の取組について

地方分権改革の推進に向けた川崎市の考え方・方針や取組、
これまで作成したパンフレットやPR動画がご覧いただけます。

- ▶ 川崎市 地方分権改革ホームページ
<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/222-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

国の取組について

国（内閣府）のホームページからご覧いただけます。

- ▶ 内閣府 地方分権改革ホームページ
<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/>
- ▶ 内閣府地方分権改革推進室公式Twitter
https://twitter.com/cao_bunken/
- ▶ 内閣府地方分権改革推進室公式Facebook
<https://www.facebook.com/cao.bunken/>



川崎市総務企画局都市政策部 広域行政・地方分権担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL : 044-200-2475

FAX : 044-200-3798

